

公 示

次のとおり、契約相手方を公募します。

令和6年4月1日

厚生労働省共済組合

岩手労働局支部長 栗村 勝行

1 公募に付する事項

- (1) 件 名 令和6年度人間ドック検診業務
- (2) 履行場所 実施機関
- (3) 業務内容 厚生労働省共済組合岩手労働局支部の組合員及びその被扶養者の人間ドック検診を実施するもの。(詳細は「人間ドック検診業務仕様書」のとおり。)
- (4) 契約期間 令和6年6月1日から令和7年1月末まで

2 公募に必要な資格に関する事項

(1) 基本的要件

- ① 予算決算及び会計令第70条の規程に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同上中、特別の理由がある場合に該当する。
- ② 予算決算及び会計令第71条の規程に該当しない者であること。
- ③ 厚生労働省から業務等に関し、指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- ④ 労働関係法令を遵守していること。
- ⑤ 社会保険等(厚生年金保険、健康保険(全国健康保険協会が管掌するもの)、船員保険、国民年金、労働者災害補償保険及び雇用保険をいう。)に加入し、該当する制度の保険料の滞納がないこと(加入義務がないものは除く。)
- ⑥ 参加申請書等提出書類(証明書等)又は添付書類に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。
- ⑦ 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保される者であること。
- ⑧ 商法その他の法令の規定に違反して営業を行った者でないこと。

(2) 人間ドック検診に関する要件

- ① 人間ドック等検診業務について、委託契約の全部を他業者に再委託することなく履行できること。
- ② 高齢者の医療の確保に関する法律に基づき実施する特定健康診査項目について、国が示す電子的標準様式(XML形式)で提供可能であること。
- ③ 人間ドック検診に要する費用について、受診者自己負担分と共済組合負担分を分割してそれぞれに請求することが可能であること。
- ④ 人間ドック検診の結果、精密検査や治療が必要と診断された受診者に対し、速やかにこれらの受診案内及び受診勧奨を行えること。

3 参加申請書等の提出場所等

(1) 参加申請書等の問い合わせ先

〒020-8522 岩手県盛岡市盛岡駅西通 1-9-15 盛岡第2合同庁舎

厚生労働省共済組合岩手労働局支部長

(担当：岩手労働局総務部総務課 小川) 電話 019-604-3001

(2) 説明書等の交付場所、期間

①交付場所 3(1)に示す場所

②交付期間 令和6年4月1日の9時00分から令和6年4月10日の15時00分まで
(土日祝日を除く8時30分から17時00分まで)

(3) 参加申請書等の提出書類、提出期限、方法

①提出書類 仕様書及び公募説明書のとおり

②提出期限 令和6年4月10日(水) 17時00分まで

③提出方法 直接提出または郵送とする。

4 契約者の決定方法

参加申請書等必要書類を提出した者のうち、公募に必要な条件及び仕様書、説明書に掲げた条件を全て満たすと契約担当官が認めた全ての者と契約を締結する。ただし、契約を締結した場合であっても利用を確約するものではない。

5 その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約書作成の要否 要

(3) 本契約に係る提出書類に関して、書類の不備、虚偽の記載、若しくは申出内容等に虚偽があった場合は、契約に係る全ての手続きを無効とする。